

令和6年高取町議会第4回定例会提案理由説明

本定例会に上程いたします議案は、発議案件1件、同意案件1件、報告案件1件、議決案件12件、合計15件です。

なお、各議案につきましては、後日各委員会で関係課長から詳細を説明いたします。

日程4 「発第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について」

- ・地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

(同 意)

日程6 「同第1号 高取町公平委員会委員の任命について」

- ・地方公務員法第9条の2第2項の規定により、高取町公平委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものです。

(専 決)

- ・地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものです。

日程7 「報第1号 専決処分の報告について（令和6年10月2日専決）（令和6年度高取町一般会計補正予算（第5号））」

歳入歳出予算の補正

補正予算額	8,600千円
（財源内訳）	
国庫支出金／国庫補助金	8,600千円

補正後予算総額

4, 421, 714千円

《予算委員会》

- ・衆議院議員選挙費において、衆議院議員選挙の執行に係る経費として、各費目合計8,600千円を増額補正するものです。

<総務課>

(議 決)

日程8 「議第1号 令和6年度高取町一般会計補正予算（第6号）」

①歳入歳出予算の補正

補正予算額

71, 201千円

(財源内訳)

地方交付税／地方交付税	1, 418千円
国庫支出金／国庫負担金	343千円
県支出金／県負担金	1, 110千円
県支出金／県補助金	350千円
繰入金／繰入金	5, 280千円
町債／町債	33, 700千円
繰越金／繰越金	29, 000千円

②地方債の補正

一般廃棄物処理施設整備事業 33, 700千円

合計 33, 700千円

補正後予算総額

4, 492, 915千円

《予算委員会》

- ・老人福祉費において、高齢者の移動手段の確保を図り、日常生活の利便性向上を目的と

する高齢者タクシー利用券事業について、想定していた利用者数よりも多くの利用が見込まれるため、委託料5,280千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・国民健康保険費において、国民健康保険特別会計の補正に伴い、繰出金1,388千円を減額補正するものです。

＜住民課＞

- ・福祉医療費において、令和5年度福祉医療費助成事業補助金の確定に伴い、償還金、利子及び割引料402千円を増額補正するものです。

＜住民課＞

- ・塵芥処理費において、南和広域衛生組合の解散に伴う処理施設（美化センター）解体撤去事業に係る町村負担金として、負担金、補助及び交付金37,468千円を増額補正するものです。

＜住民課＞

- ・農業委員会費において、農地利用最適化推進委員等の活動、成果、実績に基づき交付される農地利用最適化推進事業の国庫割当額の確定に伴い、各費目合計350千円を増額補正するものです。

＜まちづくり課＞

- ・下水道費において、下水道事業会計の補正に伴い、繰出金89千円を増額補正するものです。

＜事業課＞

- ・基金費において、令和5年度の決算における繰越金のうち一部を財政調整基金に積み立てるため、積立金29,000千円を増額補正するものです。

＜総務課＞

《人件費補正》

- ・令和6年度人事院勧告を踏まえ、人件費の予算科目の組替補正をするものです。

＜総務課＞

日程9 「議第2号 令和6年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号) 上

歳入歳出予算の補正

補正予算額	▲ 2, 6 9 8 千円
(財源内訳)	
国庫支出金／国庫補助金	5, 4 8 6 千円
県支出金／県負担金、補助金	▲ 6, 0 0 0 千円
繰入金／繰入金	▲ 4, 4 0 8 千円
保険基盤安定繰入金／保険基盤安定繰入金	1, 9 3 0 千円
諸収入／雑入	1 5 8 千円
繰越金／繰越金	1 3 6 千円

補正後予算総額 8 8 4, 6 9 8 千円

《予算委員会》

- ・一般管理費において、令和 6 年度の人事院勧告を踏まえ、各費目合計 1 6 9 千円を増額補正するものです。

＜住民課＞

- ・一般管理費において、電算改修委託料の減額と、国庫補助金額の確定による財源組替に伴い、委託料 5 5 0 千円を減額補正するものです。

＜住民課＞

- ・賦課徴収費において、金融機関への預貯金電子照会システム利用に係る経費が、国保税の収納対策事業として、国保連合会の補助金対象事業に採択されたため、委託料 1 5 8 千円を増額補正するものです。

＜税務課＞

- ・一般被保険者医療給付費分において、財政安定化支援事業費、基盤安定（保険者支援分）の額確定に伴い、負担金、補助及び交付金 3, 0 9 3 千円を減額補正するものです。

＜住民課＞

- ・一般被保険者後期高齢者支援金等分において、基盤安定（保険者支援分）の額確定に伴い、負担金、補助及び交付金 4 1 1 千円を増額補正するものです。

＜住民課＞

- ・介護納付金分において、基盤安定（保険者支援分）の額確定に伴い、負担金、補助及び交付金 7 1 千円を増額補正するものです。

＜住民課＞

- ・償還金において、過年度分の交付金額及び国庫補助金額の確定に伴い、償還金、利子及び割引料 1 3 6 千円を増額補正するものです。

＜住民課＞

日程 1 0 「議第 3 号 令和 6 年度高取町水道事業会計補正予算（第 1 号）」

①収益的収入の補正

補正予算額 1, 6 3 1 千円

補正後予算総額 2 3 2, 2 5 8 千円

②収益的支出の補正

補正予算額 9, 1 1 9 千円

補正後予算総額 2 4 0, 2 1 1 千円

《予算委員会》

- ・令和 7 年度からの県域水道一体化に向け、現在の会計状況を不備なく県へ引き継ぐための精査を進めるにあたり、固定資産の整理をする中で、県へ引き継ぐことの出来ない資産や、不整合な数値を解消する必要があるため、収益的収入において、過年度損益修正益 1, 6 3 1 千円を増額補正し、収益的支出において、各費目合計 6, 4 1 2 千円を増額補正するものです。

＜事業課＞

- ・収益的支出において、令和6年度の人事院勧告を踏まえ、人件費2,707千円を増額補正するものです。

＜事業課＞

日程11 「議第4号 令和6年度高取町下水道事業会計補正予算（第2号）」

①収益的支出の補正

補正予算額 89千円

補正後予算総額 160,863千円

《予算委員会》

- ・収益的支出において、令和6年度の人事院勧告を踏まえ、人件費89千円を増額補正するものです。

＜事業課＞

日程12 「議第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・令和6年度の人事院勧告に基づき、各条例の一部を改正するものです。

＜総務課＞

【改正条例】

- ・一般職の職員の給与に関する条例
- ・高取町議会議員の議員報酬等に関する条例
- ・高取町の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- ・高取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

日程13 「議第6号 高取町の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・令和6年9月議会において提出された新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会調査報告を踏まえ、職員を監督する立場としての責任として町長及び副町長の給料を一部減額するため、条例の一部を改正するものです。

＜総務課＞

日程14 「議第7号 高取町税条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の全部改正及び地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の寄附金税額控除に関する引用条文を整理するため、所要の改正を行うものです。

＜税務課＞

日程15 「議第8号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

《総務経済建設委員会》 《教育厚生委員会》

- ・町の歳入に係る督促手数料を廃止するため、各条例の一部を改正する条例を制定するものです。

【改正条例】

- ・高取町税条例（税務課）
- ・高取町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（事業課）
- ・高取町後期高齢者医療に関する条例（住民課）
- ・高取町介護保険条例（福祉課）
- ・高取町法定外公共物の管理に関する条例（事業課）
- ・高取町道路占有料に関する条例（事業課）

＜税務課・事業課・住民課・福祉課＞

日程 16 「議第9号 高取町高齢者福祉基金条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・基金の設置目的を改めるため、条例の一部を改正するものです。

＜総務課＞

日程 17 「議第10号 高取町火葬場条例の一部改正について」

《教育厚生委員会》

- ・遺体の火葬料金について、近隣市町の火葬料金との差額を考慮し、本町住民を減額し、本町以外の住民を増額するため、条例の一部を改正するものです。

＜住民課＞

日程 18 「議第11号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について」

《総務経済建設委員会》

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散することに伴い、奈良県市町村総合事務組合から同組合を脱退させ、奈良県市町村総合事務組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

＜総務課＞

日程 19 「議第12号 建設工事請負契約について」

《教育厚生委員会》

- ・旧高取町立育成幼稚園除去工事について、建設工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

＜教育委員会＞